



農作物の農薬残留 基準を厳しくする

ポジティブリスト制が平成18年
5月29日から施行されます。

ポジティブリスト制とは…

食品に残留する農薬等については食品衛生法により残留基準が設定され、残留基準を超える食品の流通が規制されています。しかしこれまで残留基準が設定されていない農薬には規制がなく、輸入農作物の激増のなかで問題になっていました。ポジティブリスト制とは、残留基準がなかった農薬にも一律基準（0.01ppm）を設け、基準を超えた食品の流通を禁止する制度です。

ポジティブリスト制への対応は

① 農薬使用基準を守ること！
農薬の使用前には必ずラベルを確認しましょう。対象作物に適用のない農薬は使用できません。希釈倍数・散布量、使用時期、回数などを正しく守って使うことです。

そうすればその作物が残留基準を超えることはありません。また農薬を散布したら必ず記帳するようにいたしましょう。

② ドリフトに注意すること！

ドリフトとは目標作物以外に農薬が飛散する現象です。ポジティブリスト制では使用基準を守っていても、農薬を散布した時に風に乗るなどしてドリフトし、別の作物に付くことも心配されます。隣接した作物から基準値（しばしば0.01ppmの場合がある）を超える農薬が検出されると流通できなくなるため、ドリフトしないように注意が必要です。

ドリフト軽減には次のような方法があります。

- ・ 風が強いときは散布しない。
- ・ 適正量を散布する。
- ・ まわりの作物にも登録のある農薬を使用する。
- ・ 適切なノズル、適切な圧力で散布する。
- ・ タンクの洗浄を十分行う。
- ・ 近接ほ場の生産者とお互い連絡をとり、散布する日の調整を行う。

問い合わせ先

阿蘇市役所農政課

TEL 22-3274

ふるさと環境を守り育てていくために

阿蘇市の優れた自然環境及び景観を保全し、秩序ある開発を誘導するために、「阿蘇市環境保全及び開発に関する条例」及び同条例施行規則等関係例規が本年4月1日より施行されました。これに伴い、市内で行う下記に掲げる開発行為等については**事前に市長への協議**が必要です。

- ▼面積が1,000平方メートル以上の開発行為（専用住宅用地及び農林業事業用地を除く）
- ▼分譲、賃貸、営業等を目的とする開発行為
- ▼3,000平方メートル以上の土地を利用する空間利用施設
- ▼建築物の新築及び増改築でその建築面積の合計が1,000平方メートル以上のもの（専用住宅、農林業施設等を除く）
- ▼分譲及び賃貸を目的とする建築事業
- ▼建築物の新築又は増改築で、その建築物の高さが13メートル以上のもの
- ▼林地で行う建築物の建築事業（農林業施設等を除く）
- ▼温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削
- ▼200ミリメートル以上の口径で行う水の掘削
- ▼営業を目的とする土石の採取
- ▼一定規模以上の屋外広告物の設置



お問い合わせ 阿蘇市役所建設課 都市計画係0967-22-3111(内線1266)